

## 平成12年11月27日(月曜日)第4回定例会

## 出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	尾形清一	地域振興課主幹
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

## 事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第1号

第4回定例会

平成12年11月27日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 第104回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成13年度～平成15年度)について
- ” 5 認第 3号 平成11年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 6 認第 4号 平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 7 認第 5号 平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 8 認第 6号 平成11年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 9 認第 7号 平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 10 認第 8号 平成11年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 11 認第 9号 平成11年度寒河江市財産区特別会計(高松・醍醐・三泉)歳入歳出決算の認定について
- ” 12 認第 10号 平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算の認定について
- ” 13 議第 82号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- ” 14 議第 83号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 15 議第 84号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- ” 16 議第 85号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- ” 17 議第 86号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- ” 18 議第 87号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- ” 19 請願第10号 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が早期に実行され、さらに「公立義務教育諸学校の学級編制の標準」を30人以下に改正するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- ” 20 議案説明
- ” 21 監査委員報告
- ” 23 質疑
- ” 24 予算特別委員会設置
- ” 25 決算特別委員会設置

” 26 委員会付託  
散 会

平成12年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより平成12年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、11月21日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番高橋勝文議員、14番佐藤穎男議員を指名いたします。

## 会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から12月7日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

## 第4回定例会日程

平成12年11月27日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
11月27日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、議案・請願上程、同説 明、監査委員報告、質疑、予 算特別委員会設置、決算特別 委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
11月28日(火)	休 会			
11月29日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
11月30日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月1日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		建設委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	2階会議室
12月2日(土)	休 会			
12月3日(日)	休 会			
12月4日(月)	休 会			
12月5日(火)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月6日(水)	休 会			
12月7日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場

	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告 質疑・討論・採決、閉会	議 場
--	------------	-------	------------------------------	-----



## 諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 第104回山形県市議会議長会定期総会 の報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行政報告

佐竹敬一議長 日程第4、行政報告であります。

(1)第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成13年度～平成15年度)について市長から報告を求めます。  
佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江市振興計画の実施計画について御報告申し上げます。

実施計画につきましては、毎年ローリング方式で策定しておりますが、このたび平成13年度から平成15年度までの3カ年について計画したものであります。

計画の内容につきましては、去る11月17日の全員協議会において御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。

以上です。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐竹敬一議長 日程第5、認第3号から日程第19、請願第10号までの15案件を一括議題といたします。

## 議案説明

佐竹敬一議長 日程第20、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、決算の認定について御説明申し上げます。

平成11年度の寒河江市一般会計歳入歳出決算及び6件の特別会計歳入歳出決算並びに河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算について、地方自治法及び同法施行令の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、認第3号平成11年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成11年度の国の経済状況は、あらゆる分野の諸施策を実施し、金融危機、経済不況の克服に取り組み、緩やかながら回復の兆しが見えてきたものの、依然として景気の低迷が続き、地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にありました。

このような中、本市の中長期的な財政運営を視野に入れた上での財政の健全化維持を基調としつつ、第4次振興計画並びにその実施計画にのっとり、主要なプロジェクトを積極的に推進し、「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市 寒河江」の具現化に向けた諸施策として、市民の身近な生活環境の整備を初め、都市基盤の整備、教育文化、福祉施策の充実、農業及び商工業の経営基盤の強化を図り、21世紀に向けた活力あるまちづくりを推進いたしました。

財政面では、市民税における恒久的減税が実施されるなど、自主財源の伸びが期待できない厳しい状況でありましたが、今後における中長期的な財政運営を勘案し、限られた財源の中で経費の一層の合理化、効率化、重点化に努め、さらに行財政改革を積極的に推進いたしました。

また、高利率債の繰り上げ償還の継続的な実施などによる歳出の抑制及び国庫補助制度や有利な地方債の弾力的かつ有効活用などによって歳入の確保を図り、市民サービスの向上とともに、財政運営の健全化に努めました。

以下、決算の大要を申し上げます。

伸び率につきましては、前年度対比で申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入では3.1%減の156億1,966万5,942円、歳出では2.9%減の150億9,995万6,668円となり、形式収支で5億1,970万9,274円、繰越明許費に係る繰り越しすべき一般財源1,330万6,900円を差し引いた実質収支は、5億640万2,374円の黒字決算となりました。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により、財政調整基金に2億5,500万円、減債基金に100万円を積み立て、残る2億5,040万2,374円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、歳入の主な内容を申し上げます。

市税は、市民税の法人分につきましては、景気低迷などの影響から9.4%減となりましたが、固定資産税が7.0%と順調な伸びを示したために、市税全体の収入では3.5%伸びの51億5,139万8,036円となりました。

地方譲与税は3.7%伸びの1億4,482万3,000円となり、地方消費税交付金は4.8%減の4億1,327万7,000円となりました。

また、恒久的な減税の実施による減収補てん対策として創設されました地方特例交付金は、1億1,638万8,000円となりました。地方交付税の普通交付税においては、基準財政収入額の減などにより8.8%伸びの44億1,763万4,000円となり、さらに特別交付税においても11.3%伸びの6億4,201万5,000円となりました。その結果、地方交付税全体では9.1%伸びの50億5,964万9,000円となりました。

分担金及び負担金は、老人ホーム等入所措置費負担金、保育所運営費負担金が主なものでありますが、高速道路関連土地改良事業に係る分担金の減額があったために7.1%減の2億7,651万2,665円となりました。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市民浴場使用料、幼児学級使用料、道路占用料、住民基本台帳手数料、諸証明手数料などが主なものであり、0.1%減の1億4,842万19円となりました。

国庫支出金は、37.8%の大きな伸びの12億5,732万419円となりましたが、これは介護保険円滑導入臨時特例交付金が新たに交付され、さらに地域振興券交付事業費補助金が大幅な増額になったことによるものであります。

県支出金は、31.9%減の5億3,667万9,502円となりました。県支出金減額の主な要因は、高速道路関連事業費補助金の減額によるものであります。

財産収入は、98.3%減の1,572万5,757円となりましたが、減額の要因はチェリークア・パーク民活エリア用地売り払い収入の減額によるものであります。

寄附金は265万円となりました。

繰入金は、84.6%減の5,047万6,535円となりました。繰入金減額の主な要因は、財政調整基金からの繰り入れがなかったためであります。

繰越金の2億9,022万6,013円は、平成10年度決算に伴う剰余金であります。

諸収入は、貸付金元利収入5億2,685万815円、雑入が1億8,012万1,014円が主なものであり、8.6%伸びの7億1,566万5,996円となりました。

市債は、市民税減税補てん債6,120万円、道路橋梁債6億4,258万1,000円、都市計画債3億4,600万円など、総額で12億9,378万1,000円となりました。

以上、歳入総額では3.1%減の156億1,966万5,942円となりました。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費であります人件費は、期末手当の減額や特殊勤務手当の抜本的見直しを実施したため0.2%の伸びにとどまり、32億5,434万2,317円となりました。物件費は、一般経常経費について極力節減に努めました。介護保険システム開発経費の増額などがあったために、3.6%伸びの13億5,928万8,582円となりました。維持補修費については、除雪経費の増額などにより、14.3%伸びの2億7,433万1,010円となりました。扶助費は1.8%伸びの14億2,478万3,855円となりました。補助費等は、市単独補助金等の見直しを実施して削減を図ったところではありますが、地域振興券交付金の大幅な増額などにより、11.6%伸びの18億4,790万7,017円となりました。

投資的事業費は、普通建設事業において、高速道路関連事業費及びチェリークア・パーク民活エリア用地取得事業の減額があったことなどから36.5%の減となり、その結果総額でも37.9%減の21億7,493万4,761円となりました。

公債費については、高利率の縁故債の繰り上げ償還が前年度に比べ8,884万円減額となったことなどにより1.8%減の20億6,318万790円となりました。

積立金は、4億5,950万669円で1,449.9%の大きな伸びとなりましたが、介護保険円滑導入基金積立金及び少子化対策基金積立金が新たに発生し、さらに財政調整基金積立金が増額になったことによるものであります。

貸付金は、地域総合整備資金貸付金が新たに発生したことなどから、7.5%伸びの5億3,811万5,000円となりました。

繰出金は、16億7,888万6,427円で、10.1%の伸びとなりましたが、主なものは駅前中心市街地整備事業特別会計に4億9,377万9,221円、公共下水道事業特別会計に8億8,952万3,023円などの繰り出しによるものであります。

以上の結果、歳出総額は 2.9%減の 150億 9,995万 6,668円となりました。

次に、認第 4 号平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、最重要プロジェクトの一つであり、チェリークア・パーク、駅前を核とする中心市街地、チェリーランド、慈恩寺の四つの核を結ぶ都市軸の形成と都市機能の充実、商業施設の再編などにより、にぎわいと魅力のある中心市街地を形成しようとするものであります。

平成11年度は、道路、公園等に充当する公共用地の先行取得を完了するとともに第 1 回目の仮換地指定を行い、地区内の建物等移転と本格的に道路整備工事に着手したところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は12億 1,781万 8,221円、歳出決算額は11億 5,124万 3,221円となり、歳入歳出差し引き残額 6,657万 5,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。

歳入は、国庫支出金 3 億 5,950万円、県支出金 3,600万円、一般会計繰入金 4 億 9,377万 9,221円、市債 2 億 6,240万円などが主なものであります。

歳出の主なものは、建物等移転補償費 7 億 8,767万 8,700円、公有財産購入費 9,900万 7,364円、委託料 1 億 2,235万 4,400円、工事請負費 2,358万 500円などでありまして。

次に、認第 5 号平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

下水道事業は、公共用水域における水質保全や安全で快適な生活環境づくりに重要な役割を担っており、計画的な整備と利用促進に努めております。

平成11年度は、塩水及び島地内の幹線管渠を初め、高田、新山、島及び日田地内などの枝線管渠を整備して、処理区域の拡大を図るとともに、特定環境保全公共下水道事業により、三泉地区も整備を進めており、これらを合わせた平成11年度の汚水管渠の整備延長は 5,948メートル、整備面積は74ヘクタールとなるものであります。

また、年々増加する流入汚水の安定した処理を図るため、処理場施設の増設を行ったところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は、33億 1,037万 432円、歳出決算額は、33億 507万 432円で、歳入歳出差し引き残額 530万円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、使用料が 3 億 2,170万 8,850円、国庫補助金が 5 億 7,182万 8,647円、一般会計繰入金 8 億 8,952万 3,023円、市債14億 2,878万円などでありまして。

歳出の主なものは、管渠建設費11億 8,662万 7,433円、水処理・汚泥処理等の浄化センター管理費 1 億 8,251万 8,499円、施設増設等の浄化センター建設費 4 億 8,346万 6,358円、公債費13億 2,512万 8,739円などでありまして。

次に、認第 6 号平成11年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

幸生地区の簡易水道事業については、良質な水の安定供給を推進するとともに、効率的な事業の執行に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 821万 9,345円で、歳入歳出差し引き残額はありませぬ。

歳入の主なものは、使用料 502万 9,437円、一般会計繰入金 318万 6,162円であり、繰入金は前年度に比べ41万 7,666円の増となっております。

歳出は、総務管理費 186万 4,805円で、前年度に比べ29万 4,931円の増、公債費は前年度と同額の 635

万 4,540円となりました。

次に、認第7号平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、景気の低迷や高齢化が進む中で、国民皆保険制度を支える地域医療保険として市民の健康増進を本旨としながら、医療費の適正化、保健事業などの充実を図り、効率的な運営に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は26億 4,526万 4,465円、歳出決算額は24億 3,447万 8,204円で、歳入歳出差し引き残額 2億 1,078万 6,261円のうち、給付基金条例の規定により 4,997万 6,000円を基金に編入し、残る 1億 6,081万 261円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税10億 2,526万 9,110円、国庫支出金 8億 3,707万 5,939円、療養給付費交付金 4億 9,608万円、一般会計繰入金 1億 301万 880円、基金繰入金 4,800万円などです。

歳出の主なものは、保険給付費17億 1,631万 1,068円、老人保健拠出金 5億 9,938万 790円などです。

次に、認第8号平成11年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

老人保健については、高齢者の健康の保持と適切な医療の確保を図るため、老人保健法の趣旨にのっとり、老人医療の給付を行ってまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額はともに36億 9,603万 3,530円で、歳入歳出差し引き額はありません。

歳入の主なものは、支払い基金交付金25億1,955万 3,931円、国庫支出金 7億 8,854万 5,977円、県支出金 1億 9,531万 7,617円、一般会計繰入金 1億 8,938万 4,326円などです。

歳出の主なものは、医療諸費36億 8,672万 9,356円であり、13.8%の伸びとなりました。

次に、認第9号平成11年度寒河江市財産区特別会計（高松・醍醐・三泉）の歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

各財産区とも、山林の保護・育成など、財産管理に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 177万 5,031円、歳出決算額は 135万 9,192円で、歳入歳出差し引き残額41万 5,839円は翌年度に繰り越しいたしました。

財産区ごとの歳入決算額は、高松財産区 129万 6,855円、醍醐財産区23万 2,610円、三泉財産区24万 5,566円です。

歳出決算額は、高松財産区 107万 203円、醍醐財産区10万 3,279円、三泉財産区18万 5,710円です。

次に、認第10号平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

河北町外五市四町共立伝染病院組合は、伝染病予防法が廃止されたことに伴い、平成12年3月31日に解散したため、地方自治法第233条第3項及び同法施行令第5条第3項の規定に基づいて、議会の認定を経ようとするものであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額、ともに 2,376万 4,839円で、歳入歳出差し引き額はありません。

歳入の主なものは、負担金 2,159万 2,000円、繰越金 178万 6,830円などです。

歳出の主なものは、総務費 1,540万 2,033円、公債費 788万 2,834円などです。

以上、各会計ごとの決算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますよ

うお願い申し上げます。

次に、議第82号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、除雪経費及び公民館整備事業費補助金を初め、燃料単価の高騰に伴う燃料費等を追加計上するものであります。

その結果、8,148万5,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ154億3,578万5,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第3款民生費については、認可外保育施設児童育成支援事業費補助金として215万2,000円を追加計上するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、農道除雪に伴う特殊車両借り上げ料として160万円を追加計上するほか、林道整備事業費予算の組み替えが主なものであります。

第8款土木費については、除雪経費として6,320万円を追加計上するほか、道路改良事業費予算の組み替えが主なものであります。

第10款教育費については、幼稚園類似施設就園奨励費補助金として130万円、公民館整備事業費補助金として347万8,000円を追加計上するのが主なものであります。

さらに、燃料単価の高騰に伴い、各施設等の燃料費に587万9,000円を追加計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国県支出金206万5,000円、繰越金7,942万円の追加で対応することにいたしました。

次に、議第83号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、左沢線寒河江駅構内自由通路新設事業について、今年度に着手する必要があるため、工事業務委託料として147万円を計上するものであります。

その財源として、公債費を減額し、歳出予算の調整を行うものであります。

第2表債務負担行為の補正については、左沢線の寒河江駅構内自由通路新設事業を追加するものであります。

次に、議第84号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、外来患者数の増加に伴い、医業収益の追加及び医業費用の追加をするなど、所要の補正を行うものであります。

以下、補正予算の大要について御説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量について外来患者数を改めるものであります。

第3条については、収益的収入及び支出について、医業収益の外来収益に4,900万円を追加し、医業費用の材料費を4,900万円追加するものであります。

第4条は、予定支出の各項の経費の流用することのできる金額を改め、第5条は棚卸し資産の購入限度額を改めようとするものであります。

その結果、収益的収入及び支出の予算総額は、25億7,973万8,000円となるものであります。

次に、議第85号寒河江市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険を円滑に推進するため、特別徴収に係る介護保険料の減免申請書の提出期限を改めようとするものであります。

次に、議第86号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について御説明申し上げます。

寒河江都市計画、寒河江駅前地区計画を去る11月17日、都市計画として決定したところでありますが、当



該地区計画の区域内の建築物の制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するために、寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第87号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

中央省庁等改革基本法に基づく中央省庁等の再編に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

以上、6議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

## 監査委員報告

佐竹敬一議長 日程第21、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めることにし、この際簡略をお願いいたします。

安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成11年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算審査の結果について御報告申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計について申し上げます。

第1、審査の対象になりました会計等は、平成11年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松・醍醐・三泉）の歳入歳出決算、以上7会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況についてであります。

第2、審査の方法であります。平成12年8月31日付をもって市長から審査に付された平成11年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて関係諸帳簿、証拠書類等と照合、調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取する方法によって審査いたしました。

なお、現金、預金の残高確認、証拠書類の検査等については、別に法の規定に基づく例月出納検査で実施しているので省略いたしました。

第3、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

次に、河北町外五市四町共立伝染病院組合会計について御報告申し上げます。

第1、審査の対象となりました会計は、平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書、地方債借入先別及び利率別現在高の状況についてであります。

第2、審査の方法であります。平成12年7月3日付をもって市長から審査に付された平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算書及び附属書類が法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて関係諸帳簿、証拠書類等と照合、調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取する方法によって審査いたしました。

第3、審査の結果でございますが、審査に付された会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

以上、平成11年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算を審査した結果について、その大要を御報告申し上げましたが、詳細につきましては後日開かれます決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了承願ひまして、報告を終

わらせていただきます。

以上です。

## 質 疑

佐竹敬一議長 日程第22、これより質疑に入ります。

認第3号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 幾つかの点について御質問をしたいと思えます。

11年度の一般会計あるいは特別会計の決算報告を今いただいたわけでありまして、決算資料、それから監査意見書も付して今議会に提案されているわけでありまして、11年度の決算状況あるいは財産状況を知るといふことでは、11年度の歳入と歳出、それから基金などの預金の状況、あるいは起債などの借り入れの状況、これが11年度末でどういう状況になっているかということはこの決算資料を見てわかるようであればならないというふうに思うのでありますが、市長から提案されている資料と監査委員から出されている意見書、それらを両方見ないとわからない、あるいはそれを見てもわからない部分があるという状況などがありますので、ぜひ一般会計、特別会計ともに基金の残高、起債の残額、それに土地開発公社や第三セクターのチェリーランドさがえ、これらに対して行っている債務負担行為の額なども収入役が会計を締めた段階で調製する決算書に明記をすべきだというふうに思うのであります。このことについての考え方をまずはお聞かせいただきたいと思えます。

それから、二つ目でありまして、特別会計の11年度末の起債残高と11年度末の債務負担行為額を教えてくださいたいと思えます。

それから、3点目でありまして、11年度分の縁故債の借り入れについてお聞かせいただきたいと思えます。見積もり合わせの参加者数、それからその結果借入先と借入額及び金利や返済期間、据置期間なども含めて、これらについて教えてくださいたいと思えます。

それから、4点目でありまして、財産に関する調書の147ページ、(5)有価証券の内訳について、昨年も申し上げましたが、検討したいというふうになっておったんですが、検討の結果どうなっているのか。昨年と同じような報告書になっていますので、この点についてお聞かせいただきたいと思えます。

それから5点目、現物寄附の扱いはどうなっているのか。この決算の資料の中に載っているものと載っていないものがあります。したがって、載せるように統一すべきだと思えますが、このことについての見解をお聞かせいただきたいし、11年度で現物寄附をいただきながら載っていない部分は何があるのか教えてくださいたいと思えます。端的にお尋ねします。

次、6番目、19節負担金補助及び交付金が、これは地方自治法で節が設定されていますので、こういう形で金額がトータルで出ていますが、性質的に非常に違うわけです。負担金と補助金などというのは性質的に違います。なぜかという、合併の問題や何かを検討していく上で、負担金というのはどれくらいあるのかというふうなことなども自治体の形態を審査する上で重要な部分でありますので、これが補助金と一緒にしているというのでは極めてまずいなというふうに思います。予算の際には備考欄で分けられているんです。それぞれに分けて書かれているんです。したがって、11節の需用費などと同じような形で中身を分類をしていただきたいというふうに思うんですが、そこで負担金、補助金、交付金の11年度の額を教えてくださいたいと思えます。

次、7点目でありまして、149ページ(7)の物件、温泉権 8,000万円という内容で載っているわけでありまして、白岩にある老人福祉センターの温泉権はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

以上、7点質問いたします。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 お答えいたします。

何点かありましたので、取り落としになっていましたらまた御指摘をお願いいたします。前後するかもしれませんが、よろしくをお願いします。

昨年、決算審査の際に有価証券の記載の方法について、各銘柄ごとに載せてほしいというようなことがありましたが、決算に限らず、予算書とか自治体の様式につきましては、それぞれ地方自治法施行令、施行規則につきましてその標準が定められておりまして、それによって行うというようなことであります。この有価証券につきましては、株券とか社債券、地方債証券、あるいは国際証券とか、こういった区分ごとに載せるというふうなことでありますので、本市においては株券のみの所有ですので、そういった記載の仕方で行っているというふうなことであります。それ以上の各銘柄ごとの明細につきましては、これまで資料等において対応してきたというふうな経過もございます。

寄附いただいたもので現物でもらったものの処理というふうなことでありますけれども、これにつきましては各課においてそれぞれ物品の台帳に登載しまして管理をいたしております。一応ここに載せてありますところの物品につきましては、貴重な備品というふうなことで取得価格がおおむね50万円以上といったような形でもって記載になっているものでありまして、寄附いただいた中でどれに登載しているかというのはちょっとここではわかりかねますので、御理解をお願いいたします。

19節の表示の仕方につきましても、節区分につきましてはお話がありましたように法律で決まっております、それ以外には別段設けることができないということは御案内のとおりであります。19の節の中でおかつ負担金とか補助金等々について分けて表示してもらいたいというふうなお話でありますけれども、それらについては決算の調製者とも今後協議してまいりたいと思います。

あと、11年度の縁故債関連でありますけれども、縁故債につきましては、確かに見積もり合わせを市内の金融機関といたしております。期間につきましては15年でございます。3年据え置きで15年でございます。それで、落札利率につきましては、たしか2.44%だったと思います。落としたのは山形銀行でございます。

温泉の権につきましては、ここに記載してございますのは温泉権として8,000万円の増減なしというふうな記載の仕方につきまして、中身につきましては新寒河江温泉と白岩の温泉と二つを包括した形での温泉権というふうな形でございます。白岩の方につきましては、以前に無償で寄附をいただいたものでありますが、その井戸のあるところの土地については今なおお借りしているというふうな状況でありまして、島の方の温泉権の土地と一体となった権利というふうなことは若干意味が異なるような状況に今のところはなっているというふうなことであります。

私からは以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

佐竹敬一議長 川越議員、もう一回抜けている部分だけ言ってください。

川越孝男議員 特別会計の11年度末の起債残高、また11年度末の債務負担行為の額というふうなこともお尋ねしたんですが、確かに私は見させていただくと、この決算の資料の中で起債の残額は一般会計は監査意見書の中に出ています。それから、簡易水道の関係は、主要な施策の成果に関する説明書の中に出ています。あと、駅前とか下水道というのは、単年度のものは出ていますけれども、残額が11年度末でどうなっているのかというのはちょっと見当たらなかったんです。それで、やっぱり決算書を見て何ぼ借金の残高があるのかわからないというのではというふうな思ったので……、単年度のものの出入りは出ています。トータルが載っていないものですから、その辺どうなっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

例えば主要な施策の104ページ、105ページをごらんになっていただきたいというふうに思いますが、簡易水道の関係では簡易水道事業債元利償還金という形でありまして、事業費630万何がしというのがある、

単年度で出た部分、入った部分の元利のものが説明されて、その結果簡易水道事業債の年度末現在高は 3,900 万何がしというふうに出ているわけです。これと同じように、逆に 104ページの方を見返していただいて、下水道なども一番下の表になっているのでは、元利償還の11年度の方が出ているわけでありますけれども、11年度末が存在するのだとすれば、そこも明記をしてもらおうというようなやり方などもあるだろうし、というふうなことで、提起も含めながら、この資料を見て借金の残高が読み取れるような資料でなければだめだと思えます。どこを見てもないわけですから。したがって、そういうことを冒頭に質問の1点目でお尋ねをしたんです。そして、具体的にこういうことはどうなっているんですかというお尋ねをしているんです。そういうことで漏れていますので、議長、よろしくお願ひしたいと思います。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 では、次回の決算特別委員会まで資料として整えられるところは整えたいと思います。

佐竹敬一議長 川越議員。

川越孝男議員 今、財政課長から決算特別委員会まで間に合うように資料で出したいというふうなことでありましたので、それは資料としてそのことはわかりました。しかし、私が申し上げているのは、決算資料が出されまして、その決算資料を見ても起債の残高や預金・基金の残高などがわからないというふうな状況ではだめだと。基金は今回の場合は出ています。一般会計の起債の残高も出ています。しかし、一般会計で債務負担行為している額などはあるわけですが、それを議決した年度に出てくるだけであって、その後5年間継続している、あるいは開発公社の場合などはその金額が変更になるまでの間ずっと期限なくしているわけですので、そういうふうなことなどもそれぞれの決算の段階の年度末でわかるような形でしていただきたいということもお願いもしていますので、このことについての考え方だけお聞かせいただきたい。

あと、先ほどの計数については、決算特別委員会までというふうなことでありますので、決算特別委員会当日というふうなことでは事前に勉強できませんので、それに間に合うようにできるだけ早くお願ひしたいということをお望みしておきます。

それから、白岩の温泉の件であります。無償で寄附を受けていると。しかし、その土地は借りているというふうなことなどもありました。それで、この点についても何点かお尋ねしたいんですけれども、今の老人福祉センターからそこまで源泉というか、温泉源までの距離というのはどれくらいあるのか教えていただきたいし、それから土地の所有者との賃貸契約を結ばれているのかなというふうに思うんですが、その辺どうなっているのか。

それから、この間収入役ともいろいろお話をしてきたんですが、温泉権にも温泉の権利そのものと、それから温泉を使用する権利とあるんだそうですけれども、それは両方寒河江市に寄附されているというふうに理解をしていいのか。そして、その温泉の源泉をもらっているところの土地だけが別の人の所有で、それを賃貸で借りているということに理解していいのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、あとは決算特別委員会などでお聞きしたいというふうにあります。

以上で2問、終わります。

佐竹敬一議長 収入役。

渋谷勝吉収入役 私の方からお答え申し上げたいと思えます。

市債の現在高についてでございますけれども、主要な施策の6ページに一般会計と市街地整備事業特別会計の合算になった額が表示してございます。それに下水道の特別会計の起債額があるわけでございますけれども、これは監査の意見書には出ておりますけれども、主要な施策の成果の中には記載されていないというふうなことではございますが、財政課長から答弁したとおり、これは検討課題だというふうには思っております。

それから、白岩の温泉権のことではございますけれども、確かに温泉権ということで54年当時に無償の譲渡

を受けております。ただし、源泉が約 6.6平米ございますけれども、その土地については所有者と貸借契約を結んでいるというような実態になっているようでございます。これはたしか20年の貸借契約ではなかったかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 監査委員にお尋ねしたいというふうに思いますが、前にも申し上げておりましたが、監査意見書を見させていただきまして、私は今市民等の要望がいろいろ出されている中で、その中に行政監査もぜひ実施すべきだというふうな話を前から申し上げているんですが、こうした点について意見等でも触れられておりませんし、どのようになっているのかお尋ねしたいというふうに思います。

また、審査の結果については予算の執行について適正であるというふうに一般会計については書かれておるわけでありまして、執行状況は適正だというふうに書かれておるわけですがけれども、書けばこういうふうになるんだろうというふうに思いますが、何か恐らく口頭で指摘をされているものもあるんだろうというふうに思います。ここで思いつくものがあれば、一、二御報告をいただきたいというふうに思います。

それから、5 ページの関係ですが、下の方の財政力指数の関係ですが、3 力年の平均というふうになっていますけれども、これはどのようにして 0.501 というふうな数値がはじき出されたのか。それぞれ9年度、10年度、11年度の3 力年を平均されたのか、どのようにして出されたのかちょっとわかりませんので、これを教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、公債費比率の関係ですが、ここに骨格だけ示したというふうにありますけれども、公債費比率の分子と分母がどのようになっているのか、これも教えていただきたいと思えます。見ればわかるんですが、私が言ってもいいんですが、これで計算するとここに書いているような17.4%になりませんので、骨格だけでなく、分子、分母を教えていただきたいと思えます。

佐竹敬一議長 安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 それでは、私から行政監査に関してまずお答え申し上げたいと思えますが、御指摘のとおり、行政監査につきましては地方自治法の 199条の第 2 項で平成 3 年度の改正により、必要があると認めるときはやることのできる。市の執行機関の権限に属する委任事務の執行について適時実施することのできるという規定になっているのは御案内のとおりでございます。必要があると認めるといことにつきまして、御案内のとおり私はこの 4 月に就任させていただいて、まだ 1 年を経過しておらない中で、市全体の事務の執行状態についてきちんとした把握がまだなされておりませんので、これにつきましては必要と認めるという状況に達するためにはそれなりに行政に精通した中で必要性を認めなければいけないのかなというふうな感じを持っております。そんなことで、行政監査の実施につきましては、もう少し時間の余裕をいただきたい。

そのほかにも、必要と認めること以外につきましても、実施体制の問題とか、あるいは現在やっているさまざまな監査や検査がございまして、それらのスケジュールの管理というか、行政監査をやるということになれば相当の日数、手数が要でございますのでスケジュールの調整なんかもございまして、ひとつこれらについての明確な判断についてはもう少し時間をいただきたい。

参考までに申し上げますと、今県内の市の中で行政監査は山形市と酒田市がやっておりますが、米沢市につきましては平成 9 年度に 1 回一つの件についてやって、それ以降実施しておりません。また、鶴岡市も実施しておりません。それらにつきましてはいろいろお話を聞きますと、やはり実施体制の問題が大きなネックになっているようでございますので、その辺も含めて少し時間の余裕をいただければというふうに考えているところでございます。

それから、一般会計の適正であるという表現の中には、口頭の指摘があったのではないかというふうなお

話なんです、確かに御案内のとおり口頭で指摘する、特に監査委員の役目というのは、不正の指摘あるいは摘発とか非違の摘発とか、そういうことが主でないというふうを考えておりました、行政の適法性または妥当性の保証ということで、議会の皆様に対してあるいは市民に対して、効率的な地方公共団体の行政を確保するという観点に立って行わなければならないというふうを考えておりますので、その都度口頭で指摘をして、訂正するものは訂正していただいて、議会に提出するというふうな形をとっております。

その中で、若干中身について申し上げますと、口頭で申し上げました中身につきましては、まず一つは、予算の流用と補正予算の関係なんかにつきまして、特に予算に関しては議会の承認をいただくのは款項までというふうな形になっておりますけれども、実際はやっぱり節の問題まで資料として出されておりますので、その辺の流用の問題とか、あるいは備品購入費と消耗品の境目あたりの支出の問題とか、あるいは随意契約、特に委託料の場合の随意契約の見積もり合わせについて、大半は見積もり合わせをやっている部分があるんですが、中にはやっぱり見積もり合わせが全然なされていないようなものもありますし、そういうようなものについてとか、あるいは簡単なものと、文書の整理と保存年限の問題について、各課が若干整合性がないようなものもございました。それから、起案文書の記載の中身、起案月日、決裁月日、執行月日がきちんと記入されていないとか、そういう軽微なものとか、それから工事請負費の中の契約変更の理由が専門家というか、技術者の立場で非常に簡単な表現になっているのを、やっぱり我々が見てもわかるような、どういう中身で変更しなければいけないのかというふうな記載の問題とか、それから決裁権者が例えば本来ならば助役まで上げなければいけないのが財政課長どまりで決裁になっている部分とか、あるいは伝票の関係では請求書の印鑑の不備とか、それから全体的には支出科目、委託料とかあるいはいろいろなものの光熱水料費と原材料費とか、そういうふうな紛らわしい支出の関係の節の若干の間違いとか、そのほか少しはあると思いますが、今思いつく中ではそのような感じのものの指摘は定例監査あるいはこの決算審査の中で指摘させていただいております。

それから、財政力指数と公債比率の問題ですが、これは実際は交付税算定の基礎にするための数値でございますので、詳しい計算の方法については私よりは財政課長から説明された方が正確なものになるかと思っておりますので、そちらの方に譲りたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 公債比率の数字でしたでしょうか。（「分子と分母」の声あり）公債比率の分母ですが、標準税収入額が54億 410万 4,000円、これに普通交付税額44億 1,763万 4,000円、これから需要額の公債費に算入された額として1億 5,017万 3,000円を引きまして、これが分母になります。同様に、分子が充当一般財源18億 3,099万 6,000円から分母と同様に需要額の公債費に算入された額1億 5,017万 3,000円を引きまして、これのパーセントであらわしたのが17.4%というふうな形になります。

財政力指数につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の割合でもってそれぞれの年度で財政力指数というのは出てまいります。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 監査委員にお尋ねしましたところ、いろいろ口頭で御指摘をなさっているというふうにお聞きをして、まずは胸をなでおろしているわけではありますが、ぜひ行政監査についても検討していただきたいというのが一つであります。

それで、ぜひ問題意識を持って検討されるようお願いしたいというふうに思っているんですが、山形市ほか酒田市等でやられていると。ほかはやられていないというような現実もお話いただきました。横並びで寒河江市もだからやらなくともいいんだというふうな考え方はないというふうに私は思いますけれども、やっていない市町村を見習うのではなくて、ぜひ問題意識の中でそうしたものを検討していただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。



私どももそういう意味では問題提起をしたいというふうに思いますので、よろしく御検討をいただきたいというふうに思います。

それから、公債費の比率については、多分それで17.4%と出てくるんでしょう。こうした書き方だけですと、ただそれなりに計算すると21.5%にもなってきますので、そういうふうな詳しい書き方をぜひすべきだというふうなことを指摘しておきたいというふうに思います。

それから、財政力指数の関係ですが、ここにアということを書いてあります。それを計算すると、0.48というふうになるんです。ここでは当年度は0.501というふうなことが書いてあるので、前年度0.505、9年度は0.499というふうになっています。その0.499、0.505プラス0.480を足して3で割ると0.501になるのかということなんです、3カ年の平均ということ。0.501になった公式といいますか、それを教えていただきたいということなんです。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 財政力指数の3カ年の平均につきましては、それぞれ単年度で出しまして、それを足して3で割ると、そういうふうな形になります。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 これは一般会計の方とも関係があるのかなというふうに思って、どちらで聞いた方がいいのかなというふうに迷ったんですが、国民健康保険給付基金の関係でありますので、こちらの方の会計とも出入りの関係でありますのでお尋ねしますが、基金関係の説明の中で、154ページの国民健康保険給付基金、11年度の増減が減の3,537万9,000円になっているわけでありまして、11年度の積み立てと取り崩しの関係はどうなったのかお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

11年度の繰入額が4,800万円、それから利子の積み立てが38万8,558円、そして年度末の現在高が1億7,863万1,000円となるものでございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 そうすると、合わなくなるのではないかとというふうに思うんですが、基金の繰入額がそうでしょう。それから、取り崩し額は幾らになっていますか。その関係です。出と入りがあると思いますので。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 取り崩し額が、先ほど申し上げましたように4,800万円ということでございます。それで、今回の決算の剰余金の中から4,997万6,000円を積み立てを予定してまして、条例上の基金2億2,860万7,000円としたいと考えております。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 確かに資料では基金から国保特別会計に繰り入れとして4,800万円あります。基金から取り崩してきていますね。それから、その基金に積み立てしているのは、給付積立金の利子分、これは特別会

計に受けて、そしてそこからまた出してというふうな形になりますが、38万 8,558円ですね。そうしますと、基金の部分を見れば、基金からマイナスが 4,800万円で、プラスが38万 8,558円でしょう。そうすると、基金からは出した方が差し引きしますと 4,761万 1,442円となるのではないですかと。11年度中の基金の増減というのは、減額の 4,761万 1,442円ではないですかと。そのほかに基金にどこか別な会計から積み立てになっているものがあるんですかということを私は聞いているんです。合わないんじゃないですか。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 10年度の決算剰余金から 1,223万 2,000円を積み立てています。

佐竹敬一議長 川越孝男議員、4問目になりましたので……。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第82号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第83号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第84号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第85号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第86号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第87号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第23、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第82号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第82号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 決算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第24、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第3号から認第10号までの8案件について、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22名を委員に選任し構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第3号及び認第10号までの8案件について、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22人を委員に選任し構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

佐竹敬一議長 日程第25、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第87号
文教経済委員会	請願第10号
厚生委員会	議第84号、議第85号
建設委員会	議第83号、議第86号
予算特別委員会	議第82号
決算特別委員会	認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号

平成12年12月第4回定例会

散 会 午前10時56分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。